原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

（第801回　非公開会合）

１．日　時　　令和元年１１月２２日（金）１０：３０～１２：１０

２．場　所　　原子力規制委員会　原子力規制庁内会議室

３．出席者

原子力規制委員会　石渡委員
原子力規制庁　　山形緊急事態対策監、大浅田安全規制管理官、小山田安全規制調整官、内藤安全規制調整官　他５名
関西電力株式会社　担当者１１名

４．議　題

（１）関西電力（株）大飯発電所３号炉及び４号炉の特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造並びに基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
（２）その他

５．配付資料

資料１－１－１　大飯発電所３号炉及び４号炉　特定重大事故等対処施設に係る地盤（地質・地質構造）について―コメント回答―　（非公開）
資料１－１－２　大飯発電所３号炉及び４号炉　特定重大事故等対処施設に係る地盤（地質・地質構造）について―資料集―　（非公開）
資料１－２－１　大飯発電所３号炉及び４号炉　特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について　（非公開）
資料１－２－２　大飯発電所３号炉及び４号炉　特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（参考資料）　（非公開）

６．議事概要

（１－１）関西電力（株）から、平成３１年３月８日に申請のあった大飯発電所３号炉及び４号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、地盤（地質・地質構造）に関して、第７８２回審査会合（令和元年１０月１１日）において石渡委員及び原子力規制庁から資料の充実化及び適正化を求めた。今回、破砕帯の活動性評価における破砕帯の分類の考え方及び破砕部の定量的な説明等についてコメント回答があった。

（１－２）石渡委員及び原子力規制庁は、コメント回答について概ね確認できたものの、破砕帯連続性評価に係る破砕帯トレースの整理についてさらに資料の適正化及び充実化を求めた。また、本日のコメントに基づいて適正化及び充実化された資料については、事務局で確認することを伝えた。

（１－３）関西電力（株）から、さらに内容を整理して資料を修正し提出する旨の回答があった。

（２－１）関西電力（株）から、本申請のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関して、説明があった。また、本申請にあたって、（特定重大事故等対処施設に係る調査のための）地質調査範囲の拡充により、認定された破砕帯が、既許可の４号炉原子炉格納施設等の周辺斜面の安定性評価における設定断面の範囲に分布することから、既往の地質断面図を見直し、参考の位置づけとして安定性評価を実施し、すべりに対して十分な安定性を有していると評価した旨の説明もなされた。

（２－２）石渡委員及び原子力規制庁は、特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関して、概ね妥当な検討がなされたものと評価した。ただし、MMR の位置づけ、すべり安全率評価における建屋モデル化の考え方及び平板載荷試験に基づいた岩級区分の考え方について明確に示すことなど、資料の適正化及び充実化を求めた。また、上記（２－１）に記載の、参考の位置づけで実施した評価については、当該ページを参考資料ではなく、本編資料での記載とすること、また、申請書等においてもしかるべき適切な対応をすることを求めた。さらに、本日のコメントに基づいて適正化及び充実化された資料については、事務局で確認する旨を伝え、場合によっては審査会合の開催も検討するとした。

（２－３）関西電力（株）から、内容を整理して資料を修正し提出する旨の回答があった。また、原子炉格納施設等の周辺斜面の安定性評価の記載についても、適切な対応をする旨の回答があった。

以上